

群馬県警からのお願い

令和8年2月13日
群馬県警察
組織犯罪対策第一課



マネー・ロンダリング対策のために

疑わしい取引の届出をお願いします



宅地建物取引士

届出制度のことはきいたことがあるけど…
どういう取引が「疑わしい」のかな？

- ・ 真の契約者を隠して契約しようとしている。

→架空名義人や借名で行われている可能性

- ・ 来日して間もない技能実習生等が倉庫を一括購入。

→違法な薬物などの栽培目的の可能性

- ・ 現金の出所が不透明な取引。 …などです！

→違法に得た資金が使われている可能性



上州くん

疑わしい取引の届出は
特定事業者さんの義務でもあるので、
ご協力をお願いします。

特定事業者の主な義務(犯罪収益移転防止法)

- 顧客等の取引時確認
- 確認記録、取引記録等の作成・保存(7年間保存)
- **疑わしい取引の届出**

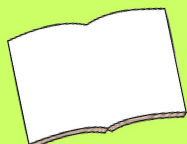
特定業務において収受した財産が犯罪による収益の疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関しマネー・ロンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、所管行政庁に「疑わしい取引の届出」を行わなければならない。(第8条)



なるほど! **「怪しい顧客」「怪しいお金」**
 が関わっていると感じたら、届出していいんだね!
届け出方法はどこで確認できるのかな?

「疑わしい取引の届出と届出先行政庁」で検索!

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>



「犯罪収益移転防止のためのハンドブック第2分冊」
 にも掲載されています。



届出があった疑わしい取引は
各都道府県警察で捜査等に活用されます。



疑わしい取引に関する情報の流れ

◇特定事業者

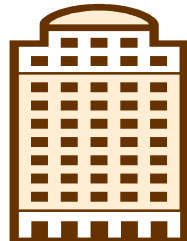
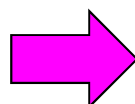
◇所管行政庁

◇国家公安委員会

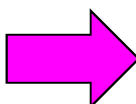
◇捜査機関 等



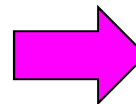
届出



通知



提供



宅地建物取扱業者等

免許権者

国家公安委員会
 (警察庁)
 JAFIC

都道府県警察

届 出 し た こ と が
 取 引 相 手 や 他 の 事 業 者 に
 知 ら れ る こ と は あ り ま せ ん !!



上 州 くん みやまちゃん

～連携協定窓口～

群馬県警察本部刑事部

組織犯罪対策第一課 犯罪収益対策係

警察本部代表電話 027-243-0110 内線 4481、4485

Email: sosiki@police.pref.gunma.jp